

短期組合員の資格取得に至った経緯

STEP 1 短時間労働者の被用者保険の適用範囲の拡大

令和4年9月まで		令和4年10月から
① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金88,000円以上 ③ 勤務期間 <u>1年以上見込</u> ④ 学生は適用除外	⇒	① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金88,000円以上 ③ 勤務期間2か月超え見込 ④ 学生は適用除外

STEP 2 非常勤職員の共済組合加入

令和4年9月まで		令和4年10月から
被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険（協会けんぽ）の適用	⇒	被用者保険の適用対象である非常勤職員は、共済組合に加入し、「短期組合員」として短期給付事業・福祉事業の適用

一定要件を満たす非常勤職員に対し、これまでの年金制度等の改正により、厚生年金・健康保険の適用拡大（※STEP 1）が行われてきましたが、地方公務員共済組合の加入対象となっていないため、非常勤職員と常勤職員の間で、適用される被用者保険制度が異なる状況でした。

常勤職員との均衡及び非常勤職員の処遇改善を行う観点から、厚生年金・健康保険の適用対象である非常勤職員に対して、地方公務員共済組合の組合員として、短期給付事業・福祉事業を適用する改正（※STEP 2）が行われました。